

報道関係者 各位

平成28年12月13日

【照会先】

第三部会担当審査総括室
審査総括室長 小笠原 清美
(直通電話) 03-5403-2172

泉佐野市・泉佐野市（26年度）不当労働行為再審査事件 （平成27年（不再）第4号・第6号・第26号・第27号）命令書交付について

中央労働委員会第三部会（部会長 三輪 和雄）は、平成28年12月12日、標記事件に関する命令書を関係当事者に交付しましたので、お知らせします。
命令の概要は、次のとおりです。

【命令のポイント】

～市庁舎内の組合事務所に係る使用料減免申請を不承認とし、これらに関する団体交渉に管理運営事項を理由に応じなかったことは不当労働行為に当たるとした事案～

本件使用料減免不承認決定は、労使間において長期間にわたり反復継続されてきた組合事務所使用料に係る取扱いを、何ら労使交渉等の合意形成の努力を行うことなく、一方的に変更したもので、その変更にも合理的理由があるともいえず、市長就任以降の労使対立状況における一方的変更は、組合運営に対する支配介入に当たり、また、これらに伴って生ずる問題について団体交渉を求めているにもかかわらず、管理運営事項と評価しうる事項を一部含んでいることを理由に、明らかに義務的交渉事項についての申入れに一切応じない市の対応は、正当な理由のない団交拒否に当たる。

I 当事者

使用者側：泉佐野市（「市」）（大阪府泉佐野市）

労働者側：泉佐野市職員労働組合（「市職労」）（大阪府泉佐野市）組合員約190名（28年1月現在）

泉佐野市職員労働組合現業支部（「現業支部」、市職労と併せて「組合」）同5名（同上）

II 事案の概要

- 本件は、市が、①市庁舎内の組合事務所に係る25年度の使用料減免申請を不承認としたこと及び26年度の使用料減免申請を不承認とするともに、使用を許可するに当たり条件を付したこと（「本件使用料減免不承認決定」）が労組法第7条第3号の不当労働行為に、②本件使用料減免不承認決定に関する25年4月4日付及び26年3月13日付団体交渉申入れ（「本件各団体交渉申入れ」）に応じなかったことが同条第2号の不当労働行為に当たるなどとして、組合がそれぞれ救済申立てを行った事案である。
- 初審大阪府労委は、上記1のいずれも不当労働行為に該当するとし、市に対し、上記1の②の誠実団交応諾及びに上記1に係る文書手交を命じたところ、市及び組合は、これを不服として、それぞれ再審査を申し立てた。

III 命令の概要

1 主文

本件各再審査申立てを棄却する。

2 判断の要旨

（1）本件使用料減免不承認決定は支配介入に当たるか

ア 市は、25年2月中旬、組合に約1か月半の期間しか設けず、同年度から使用料を徴収する意向を伝えたのみで、具体的な内容は明らかにしておらず、組合が市の提案を検討、判断するために配慮しているとはおよそ言い難い。さらに、市は、その理由や経緯、経過措置の内容等について組合に説明や協議を行おうとせず、これらに関する団交拒否に正当な理由はない（後記（2））。このような市の対応は、労使間において長期間にわたり反復継続され

てきた組合事務所使用料に係る取扱い（無償）を変更するに当たって、使用者である市に要求される労使交渉等の合意形成の努力に著しく欠けるものであったといわざるを得ない。

イ 使用料の徴収は財政健全化施策の一環との市の主張は全く根拠を欠くとまではいえないが、市は、22年2月の財政健全化計画策定後も24年度までは減免承認決定をしていたところ、財政健全化計画の中で行政財産使用料の見直しがどのように位置づけられたかなど具体的な事情は何ら明らかでなく、本件使用料減免不承認決定は、財政健全化計画上の必要性から行われたとは認め難く、合理的理由があったとはいえない。

ウ 23年4月の市長就任以降、給与月額8%減額や職員基本条例の制定など組合員の労働条件に大きな影響を与える条例の改正が、労使協議が十分に行われぬまま相次いで行われており、労使対立の状況の中、市は一貫して組合を軽視する態度をとっていたといえる。

エ 上記のとおり、本件使用料減免不承認決定は、労働組合の自主的運営を支える主要な柱の一つである組合事務所の貸与について、労使間において長期間にわたり反復継続されてきた使用料に係る取扱いを、何ら労使交渉等の合意形成の努力を行うことなく、一方的に変更したものであり、しかもその変更にも合理的理由があるともいえない。そして、市長就任以降の労使対立状況における、上記のような一方的変更は、他に特段の理由が見当たらない以上、市の著しい組合軽視の姿勢を示すものというほかなく、組合弱体化の意図に基づくものであることが強く推認され、組合運営に対する支配介入の不当労働行為と評価せざるを得ない。

したがって、本件使用料減免不承認決定は、労組法第7条第3号の不当労働行為に該当する。

(2) 本件各団体交渉申入れに応じなかったことは、正当な理由のない団交拒否に当たるか

組合事務所の使用料減免に関する事項が団体交渉の対象となるか検討するに、本件使用料減免不承認決定自体は、条例に基づき市の権限と責任において処理すべき事項であり、管理運営事項に当たり交渉の対象とはなし得ないが、不承認決定の処理に伴って発生する組合との団体的労使関係上の事項については、団体交渉の対象となると解される。

本件の申入事項全体をみると、組合としては、従前の取扱いのとおり、使用料の減免を求め（申入事項①）、それができないとしても不承認の理由（申入事項②）や不承認により組合が受ける不利益の回避（申入事項③）、代替手段・措置の可能性（申入事項④）について交渉を求めたものと解される。このうち、申入事項①は管理運営事項に関するものと評価しうるが、これは、組合として申入事項②ないし④について団体交渉を申し入れる前提として、従前の取扱いを求めるといった基本的な立場を明らかにした面もあるといえる。申入事項②ないし④は、いずれも市との間で長期間にわたり無償で組合事務所の貸与が認められてきた労使関係上の取扱いの処理・変更（本件使用料不承認決定）に伴って生ずる問題について団体交渉を求めているといえるのであって、団体的労使関係の運営に関する事項といえるから、組合と市の間において、団体交渉の対象となる事項であると解される。そうすると、組合が本件使用料減免不承認決定に伴って生ずる問題について団体交渉を求めているにもかかわらず、市は、申入れを全体として管理運営事項であり交渉の対象とすることができないとして、交渉を一切拒否しているといえ、管理運営事項と評価しうる事項を一部含んでいることを理由に、明らかに義務的交渉事項についての申入れである本件各団体交渉申入れに一切応じない市の対応は、正当な理由のない団交拒否であるといえるべきである。

したがって、本件各団体交渉申入れに対する市の対応は、労組法第7条第2号の不当労働行為に該当する。

【参考】

初審救済申立日	平成25年5月31日(大阪府労委平成25年(不)第24号)
初審救済申立日	平成25年10月29日(同平成25年(不)第52号)
初審救済申立日	平成26年4月11日(同平成26年(不)第21号)
初審命令交付日	平成27年1月15日(同平成25年(不)第24号・同年(不)第52号併合)
初審命令交付日	平成27年5月21日(同平成26年(不)第21号)
再審査申立日	平成27年1月29日(平成27年(不再)第4号)〔市〕・同月30日(同第6号)〔労〕
再審査申立日	平成27年6月3日(平成27年(不再)第26号)〔市〕・同月4日(同第27号)〔労〕